

法人だより

No.162



第9回 みさと商工会青年部 Age × Age 祭



表紙説明はP.26

全国法人会総連合
平成29年度 税制改正に関する提言

なぜ若者はすぐ会社を辞めるのか

経営者が読み返す教育勅語

いま「アンチエイジング」に熱い視線が

高崎税務署管内 税務協力団体

一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会 新町地区会 北橋地区会 赤城地区会 吉井地区会

10月

- 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
通知期限…10月17日
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)
納期限…10月中において市町村の条例で定める日
- 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…10月11日
- 8月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…10月31日
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月31日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月31日
- 2月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…10月31日
- 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月31日
- 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限…10月31日

11月

- 所得税の予定納税額の納付(第2期分)
納期限…11月30日
 - 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
納期限…11月30日
 - 所得税の予定納税額の減額申請
申請期限…11月15日
 - 個人事業税の納付(第2期分)
納期限…11月中において各都道府県の条例で定める日
 - 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…11月10日
 - 9月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…11月30日
 - 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…11月30日
 - 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…11月30日
 - 3月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…11月30日
 - 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…11月30日
 - 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限…11月30日
- ※ 税を考える週間…11月11日～17日

12月

- 給与所得の年末調整
調整の時期…本年最後の給与の支払をするとき
- 給与所得者の保険料控除申告書、住宅借入金等特別控除申告書の提出
(1) 提出期限…本年最後の給与の支払を受ける日の前日
(2) 提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長
- 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付
納期限…12月中の市町村の条例で定める日
- 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(28年6月～11月分)の納付
納期限…12月12日
- 10月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…平成29年1月4日
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…平成29年1月4日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…平成29年1月4日
- 4月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…平成29年1月4日
- 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…平成29年1月4日
- 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限…平成29年1月4日

目次

税務カレンダー	1
新税務署副署長着任挨拶・高崎税務署人事異動	2
平成29年度税制改正に関する提言(全国法人会)	3
経営のヒント	
経営者が読み返す教育勅語	9
なぜ若者はすぐ会社を辞めるのか	11
最近の話題から	
高水準続く廃業と企業経営のあり方	12
部会だより	13
地区会だより	14
会員企業紹介・下期税務説明会のご案内	15

新会員・部会員紹介	17
税理士会コーナー	
税理士会高崎支部の対外事業【税理士 松岡光弘】	19
経営寸話【税理士 小中正雄】	20
税務署コーナー	
マイナンバー制度についてQ&A	21
税を考える週間のご案内・年末調整説明会のお知らせ	23
群馬県からのお知らせ	24
健康情報	
いま「アンチエイジング」に熱い視線が	25
お知らせ・表紙説明	26

着任のごあいさつ

高崎税務署副署長

倉嶋三知



本年7月の人事異動により、高崎税務署副署長を拝命しました倉嶋でございます。前任の菅原同様、よろしくお願い申し上げます。

一般社団法人高崎法人会の皆様方には、日頃から法人会活動を通じて、税務行政に対し深いご理解と多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

ところで、私も国税当局の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」こととです。この使命を果たすため、税務行政の運営に当っては、納税者サービスの向上に引き続き努めるとともに、適正な申告を行った納税者が不公平感を抱かないよう、悪質な納税者に

は厳正な姿勢で臨むなど適正・公平な課税・徴収を行うことが重要であると考えております。

平成26年4月から法人会において「自主点検チェックシート」を活用した「企業の税務コンプライアンス向上のための取組」が開始されました。この取組は私どもの使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ために、極めて有意義な取組と考えており、平成27年4月に国税庁後援とさせていただいたところで

も、この取組の普及・拡大に向けて、今後とも皆様との連携・協調を図ってまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

さて、税務行政を取り巻く環境は大きく変化してい

る中、様々な課題を遂行していくためには、私どもの力のみでは自ずと限りがございます。

正しい税知識の普及と納税同義の高揚に努める法人会の皆様のお力添えが必要不可欠であると考えておりますので、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、一般社団法人高崎法人会の益々の発展と、会員皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念申し上げます。着任のあいさつとさせていただきます。

倉嶋副署長略歴

平成23年7月	関東信越国税不服審判所 副審判官
平成24年7月	関東信越国税不服審判所 新潟支所 副審判官
平成26年7月	関東信越国税局 調査査察部 特別国税調査官

高崎税務署の人事異動

去る7月10日付で高崎税務署の定期人事異動がありましたので、ご案内いたします。

新幹部職員等(法人課税関係)

(敬称略)

職名	氏名	前任署等
署長	井出隆一	留任
副署長(管理・徴収・法人担当)	倉嶋三知	関東信越国税局 調査査察部 特別国税調査官
副署長(総務・個人・資産担当)	月岡憲幸	留任
特別国税調査官(法人担当)	緑川誠也	水戸税務署 特別国税調査官
総務課長	浅香文孝	関東信越国税局 酒税課 課長補佐
特別国税調査官	若杉正志	留任
特別国税調査官	飯塚康志	留任
法人課税第一部門統括官	荒嶋敏明	栃木税務署 法人課税第一部門 統括官
法人課税第二部門統括官	大澤茂雄	留任
法人課税第三部門統括官	小池孝	宇都宮税務署 法人課税第五部門 統括官
法人課税第四部門統括官	小林浩一	前橋税務署 法人課税第五部門 統括官
法人課税第五部門統括官	根石保一	留任
審理専門官(法人)	平林正	留任
連絡調整官	徳橋武志	関東信越国税局 人事第一課 給与第一係長
法人課税第一部門法人会担当	山田稔	高崎税務署 法人課税第四部門 上席調査官

平成29年度

税制改正に関するスローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、
歳出・歳入の一体的改革を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、
持続可能な社会保障制度の確立を！
- 中小企業の重要性を認識し、
活性化に資する税制措置の拡充を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。
本格的な事業承継税制の創設を！

はじめに

我が国経済は緩やかな回復基調を続けているが、安倍晋三政権の経済政策「アベノミクス」が「曲がり角」に差しかかったとの指摘がなされている。アベノミクス最大の効果といわれた円安・株高の流れに変調をきたしており、企業業績や個

人消費へ悪影響を及ぼすことが懸念されているからである。その背景にあるのは、アベノミクスの中心的役割を果たしてきた日銀による「異次元緩和」が限界にきたとの見方である。マイナズ金利導入というまさに異次元の金融政策に踏み込んだにもかかわらず、依然として2%の物価目標達成が不透

明だからであろう。

こうした中で、デフレ脱却を目指す安倍政権がとつたのは、消費税率10%への引き上げ再延期と大規模な経済対策の策定である。しかし、これらは税財政政策の重大な変更であり、国家的課題である財政健全化への悪影響が懸念される。

このままでは2020年度の基礎的財政収支黒字化という健全化目標の達成は極めて危うい。それは国民の将来不安を増幅し成長の阻害要因ともなる。ここは改めて健全化目標達成に向けて、歳出・歳入一体による強固な改革工程表を策定し、明確な道筋を示す必要がある。

アベノミクスの柱である成長戦略のさらなる強化も求められる。法人実効税率は「20%台」が実現したが、その引き下げ効果を確実に発揮させねばならない。成長戦略の中核を担うべき規制改革では息切れが指摘されており、岩盤規制にさらに切り込む必要がある。地域経済と雇用の担い手である中小企業には、依然としてアベノミクス効果が

浸透していないとの声が多い。相乗効果が期待された地方創生との関連でも、その成果を目に見える形で示していくべきだろう。

世界経済は米国こそ拡大基調を維持しているものの、中国など新興国経済の減速に加えて英国の欧州連合(EU)離脱が現実問題となり、一段と不確実性が高まっている。こうした中で日本に必要なのは、真の経済再生に向けた不断の改革であろう。

基本的な課題

第一

税・財政改革のあり方

国と地方を合わせた長期債務残高が国内総生産(GDP)の2倍に達した我が国財政の悪化は、先進国の中で突出している。その原因が行政サービスという「受益」と、その財源を借金ではなく税で賄う「負担」

のアンバランスにあることは論をまたない。

その背景として指摘されてきたのは、「受益」を優先させて「負担」を先送りしてきた財政規律の甘さである。それはとくに、先進国で最速のスピードで進展する少子高齢化という構造問題への対応で目立ってきた。つまり、財政の悪化を食い止めるには「受益」の代表的分野である増大する社会保障費を重点化・効率化によって抑制し、かつ適切な負担を確保する以外に方策はないのである。

その意味で、財政健全化と持続可能な社会保障制度の確立を目指した「社会保障と税の一体改革」は、この命題解決に向けた重要な一歩であった。しかし、安倍政権は本年6月、社会保障費の安定財源として位置付けていた消費税率10%への引き上げの再延期を表明した。

「リーマン・ショック並みのリスクがない限り、確実に引き上げる」としてきたにもかかわらず、そうしたリスクを裏付けるような説得力ある理由を全く示さ

ないまま重大な政策変更を行ったのである。これは一体改革が綻びをみせたともいえるわけで、財政規律の緩みを懸念せずにはいられない。国民の将来不安を増幅させないためには、財政規律を引き締め直し、改めて歳出、歳入両面からの強力な改革が求められよう。

1. 財政健全化に向けて

政府の「経済財政運営と改革の基本方針2016」（以下、「骨太の方針」という）に盛り込まれた消費税率10%への引き上げ再延期は、2017年4月から2019年10月へと2年半の大幅なものとなった。これにより、我が国の財政健全化目標には狂いが生じるようになった。

2020年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス≡PB）黒字化という財政健全化目標への直接的な影響は回避できようが、2018年度のPB赤字対GDP比1%程度という中間目標は、消費税引き上げによる税収が得られないことから事実上達成できなく

なった。この中間目標は昨年に追加設定されたばかりである。これでは政府目標としての重み、さらには財政健全化に取り組む政権の本気度が問われても仕方あるまい。

2020年度のPB黒字化も極めて達成が危うい。内閣府が本年7月に示した新たな「中長期の経済財政に関する試算」によると、高い成長率を想定した「経済再生ケース」でも、2020年度には5兆円の赤字が残る。しかし、目標実現を担保する具体的な道筋は示されておらず、依然として不確実性の高い税の自然増収に頼ろうとしているのが実情である。

来年度予算編成では概算要求基準（シーリング）で引き続き歳出上限の設定を見送っている。しかも、消費税引き上げを再延期しただけでなく、大規模な経済対策の財政措置を今年度の第2次補正予算に盛り込むという。政府は赤字国債の増発は避けるとしているが、本来は主に国債償還に充てるべき前年度剰余金などが財源として予定されて

いるのは問題である。

一方、日銀の国債保有も異次元緩和による国債の大量購入が続き、その残高がGDP比で約7割と欧米の中央銀行に比べても異常な水準に達しており、市場の受け止め方は神経質となっている。その意味でも財政健全化に明確な道筋を示し、国債の信認を確保していくことが極めて重要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は今後10年を経ずして団塊の世代すべてが後期高齢者となるなど超高齢化社会に入る。持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保する必要がある。

「社会保障と税の一体改革」はこの理念に基づいて策定されたが、消費税率10%への引き上げが再延期されたことで改革工程に狂いが生じた。このため、消費税1%分の税収を充てる

予定だった「社会保障の充実」が焦点となっている。政府は赤字国債に頼ることなく可能な限り実施するとしているが、その財源については明確になっていない。改革の理念に照らせば充実策は延期するのが筋であり、仮に実施するならば給付面の見直しを柱に安定財源を捻出すべきである。

少子化対策を含む社会保障のあり方では「自助」「公助」だけでなく、社会全体で支え合う「共助」の役割も重要であり、これらの範囲をバランスよく見直していく必要がある。また、医療費・介護費の抑制につながるとして注目されている健康寿命の問題についても、客観的なデータ分析に基づく実効性のある取り組みが求められる。

3. 行政改革の徹底

消費税率10%への引き上げが再延期されたが、財政健全化と社会保障の安定財源を確保するには、増税が不可欠であることは指摘するまでもない。しかし、増税が国民に痛みを求めると

のであることに変わりはない。「行革の徹底」がその前提とされたのはこのためである。

そして、「行革の徹底」にはこれまでも指摘されてきたように、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが何より必要である。そうした観点から現状をみると、改革は遅々として進んでいないようにみえる。

例えば、衆議院の選挙制度をめぐり「1票の格差」は正を目的に定数を「0増10減」とする改正が行われたが、本来の大胆な議員定数削減には至っていない。近年、税金が含まれている政治資金にも不適切とされる支出が目立っている。国民の政治不信を払拭するためにも、政治資金規正法の見直しなどを行い、使途の適正化を図るべきである。

行革を徹底するために以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求めたい。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げ延期に伴い、低所得者対策として導入予定の軽減税率制度も2年半延期されることになった。しかし、軽減税率は何と言っても事業者の事務負担が大きい。例えば、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。

したがって、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えてるので、導入の必要はない。また、低所得者対策では現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを付記しておきたい。

また、税率引き上げに向けては消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点からも、以下の対応措置が重要である。

5. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は2016年1月から運用が開始されたが、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向けて取り組んでいく必要がある。

制度運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。また、国民の利便性を高めるためには、eTaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。

今後は社会保障と税、災害対策となつている利用範囲をどこまで広げるかが大きな課題となるが、広範な国民的議論が必要である。

6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たつ

ては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

第二

経済活性化と

中小企業対策

我が国経済は緩やかな回復基調を続けているが、その原動力とされるアベノミクスが曲がり角にさしかつたとの見方が強くなつてきた。日銀の「異次元緩和」に限界論が指摘され始めたうえ、依然として成長戦略が力強さを欠いているからである。

日銀の「異次元緩和」はアベノミクスの先導役を果たしてきた。しかし、国債の大量購入により市場の流動性が低下したり、究極の

緩和策として導入したマイナス金利が想定された効果を示していない。これを市場では異次元緩和策の限界と見て、円安・株高の流れに変調をきたすことになつたと見える。

肝心の成長戦略も「法人実効税率20%台」こそ実現したもの、全体的に力不足の感が否めない。「骨太の方針2016」が「成長と分配の好循環」をキーワードに打ち出した「保育士や介護士の待遇改善」や「同一労働同一賃金」は確かに重要である。しかし、これらは経済政策というより社会政策的な性格が強く、成長力を底上げしていくには、医療や農業分野などでの抜本的な規制改革が必要なのである。

真の経済再生に必要なのは、金融政策に過度に依存するのではなく、国民の実質所得、個人消費、設備投資の好循環による持続的で力強い成長サイクルをいかに構築するかである。そのためには地域経済と雇用を担う中小企業の力強い成長も不可欠であり、税制面をはじめとした多角的な環境



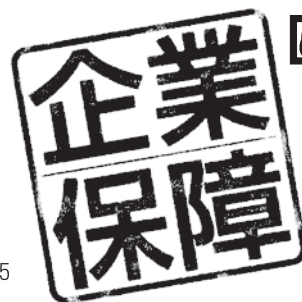
安心できると、新しい未来が見えてくる。

企業保障約36万社

※平成27年度末 当社調べ
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数



群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5
TEL 027-223-5260



整備が求められよう。

1. 法人実効税率について

法人実効税率は平成 28 年度に 97%、平成 30 年度 29.74% となり、政府が目指しているドイツ並みの「20%台」への引き下げが前倒しで実現した。日本企業の国際競争力や外国企業の対日投資などの観点からみて大きな前進である。

ただ、OECD加盟国の法人実効税率平均は約 25%、アジア主要10カ国の平均は約 22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は一般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は我が国経済の礎であり、地域経済の担い手である。グローバル化など時代や環境の変化の中で中小企業が存在感を確保し、経済社会への貢献を続

けられるような税制の確立が求められる。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

第二

地方のあり方

地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

地方創生戦略では、人口減少・超高齢化という直面する課題に対して、各地域の自律的、持続的の実現を目指している。そのためには、それぞれの地方がその特色と強みを生かすことが大事で、地元の産業や経済社会の実態に通じた民間の知恵・工夫を最大限いかすよう求めてきた。

しかし、現状ではこうした戦略が具体的に策定されているのか、また策定されたとしてもそれが実行されているのか定かではない。まずはこれらについての検証が必要であり、成功例があればそれを刺激剤に各地方が活性化を競っていくべきであろう。

ただ、ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。また、この制度は地方活性化という意味では有効だろうが、住民税は居住自治体への会費であり、地方税の原則にそぐわないとの指摘があることにも留意すべきである。

る。

異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

第四

震災復興

東日本大震災については5年間の集中復興期間を終え、本年4月から「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」に入ったが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう



法人会のビジネスガード
Business Guard Series



会員企業をサポートする

AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

AIU 損害保険株式会社 群馬支店

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094

求める。

また、本年 4 月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現に向けて取り組まねばならない。

さらに、今後も大規模な災害が発生すると予想されていることから、「大規模自然災害を想定した税制」の整備について検討することも必要であろう。

第五

その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

税目別の 具体的課題

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

① 役員給与は原則損金算入とすべき
現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課

せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるような見直しすべきである。

② 同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき
経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員利益連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2) 公益法人課税

政府は、公益法人課税のあり方について検討を行うこととしているが、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するという公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行うべきである。

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

① 基幹税としての財源調達機能の回復
国民がその所得に応じて負担する所得税は

重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されて久しい。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は広く国民全体で負担していくものとすべきである。

(2) 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正で複雑化しているため整理・合理化を図るべきである。なお、女性の社会進出に向けて「配偶者控除」のあり方について議論されているが、税制だけでなく社会保障制度の見直しなど多角的な視点から検討する必要がある。働き方の違い等によつて有利・不利が生じないよう、慎重に検討すべきである。

(3) 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割について

Affac

アフラックサービスショップ

募集代理店

(有)井田総合ビジネス

アフラック い〜な

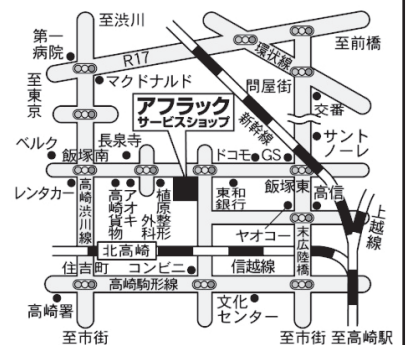
0120-0269-17

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町 469-2

TEL 027-361-8431 FAX 027-361-8455

http://www.idasogo.co.jp

●営業時間 9:00~18:00(日曜・祝日定休)



も、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など本来的には国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じることが肝要であり、子育て支援等の税制上の支援措置はその一環として検討すべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

(2) 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

- ① 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- ② 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

地価は全国ベースでほぼ下げ止まり、三大都市圏や地方中核都市では上昇に転じる傾向にある。こうした中で固定資産税については負担感が強いとの指摘がなされている。このため、都市計画税と合わせて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

② 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。

③ 償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額

減価償却資産(30万円)にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。

④ 国土交通省、総務省、

国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体もある。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安

易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているもの、不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(2) 電子申告

国税電子申告(e-tax)の利用件数は、年々拡大してきているが、制度の一層の利便性向上を図るために、地方税の電子申告(eLTAx)との統一的な運用を検討すべきである。

※平成29年度 税制改正に関する提言より抜粋。全文については高崎法人会HPをご覧ください。
http://www.takasaki-hojinkai.com/

法人会会員企業にお勧めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

選ぶなら、がんの治療に幅広く対応したがん保険。

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社) アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社) 群馬支社 千370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F 法人会フーダイヤル ☎0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。 AF法推-2015-0036-1512019 7月8日



アフラックはがん保険契約件数 No.1
平成25年度(インシュアランス生業保険統計)

生きるためのがん保険 Days

生きるためのがん保険 Days

マインドと行動の
規範として生きる
不朽の教科書

経営者が読み返す

教育勅語

教育勅語は21世紀 にこそ生きる

かつて、日本人の道徳の規範として「教育勅語」がありました。第二次大戦中に国策に用いられたことで、永く教育勅語は「前時代的なもの」「平和主義にそぐわないもの」として認識されるようになりました。

しかし、教育勅語の内容は、現代の日本人が心構えとして読んでも、非常に有用です。埋もれさせてしまいうにはもったいないものです。現在、「論語」「孫子の兵法」「三国志」など、中

国の古典テキストがビジネスマンの参考書として広く読まれています。

しかし、教育勅語という日本人の手による日本語のテキストが、さほど用いられていません。教育勅語は、明治23（1890）年に発布され、それからまもなく130年を迎えます。

極東の小国であった日本は、帝国主義全盛の19世紀に、西欧化の荒波に投げ出されました。

国難ともいえる日々を生き抜いていくために、明治天皇の御名の下、出された国家指針が教育勅語です。時代は変わりましたが、

経済的にも政治的にも、困難な中で生きていかななくてはいけないという点では、今の日本国も同じです。

あらゆる意味で、平成20年代は明治20年代に似ていると言ってもよいでしょう。そんな中で政治的、思想的偏見を排除し、日々働く日本のビジネスマンの心構えとして、教育勅語を見直すことが有用です。

母語によって書かれたものは、外国の文化よりもシンパシーを感じるものです。洋の東西を問わず、あれこれ勉強するのはよいことですが、あえて今、教育勅語を読んでいただきたいの

風土刷新コンサルタント
オフィス ハセガワ
長谷川 孝幸

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ
徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克
ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セル
ハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實
ニ此ニ存ス

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友
相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修
メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進
テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法
ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤
無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラ
ス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫
臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬
ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ
拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日
御名 御璽

教育勅語の本旨

教育勅語は下記の通りです。謹掲致します。

教育勅語には、一般に12の徳目があると理解されま

すが、私は以下のように15に区分して理解しています。

① 朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ

↓日本人であることを誇りに思い、誇りを持つて生

業に当たる

② 我力臣民克ク忠ニ克ク孝ニ

二

↓世間様に感謝をし、世間様に奉仕し続けるために、けつして会社を潰さない

③ 億兆心ヲ一ニシテ

↓チームワークを発揮し、マインドと行動のミスマッチを排除する

④ 世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我力國體ノ精華ニシテ

↓復元性の高いアウトプットを提供し続け、CSR（企業の社会的責任）を確実に果たす

⑤ 教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

↓正しい人材育成を行ない、従業員のエンプロイアビリティを向上させ社会に貢献する

⑥ 爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ

↓ダイバシティとポジティブアクションを体現し、真の共同参画社会を実現する

⑦ 朋友相信シ

↓ワークライフバランスを

整え、社会生活も諦めない働き方を実現する

⑧ 恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ

↓自己研鑽を継続しCS・ES・SSのすべてを充足させる

⑨ 學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ

↓ストレスフリーな職場づくりにより、仕事におけるムリ・ムダ・ムラを徹底排除する

⑩ 進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ

↓市場のウォンツを的確に捉え、世情に合ったサービスを開拓していく

⑪ 常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ

↓「小さな悪」を怖れ、コンプライアンス成立をけつして諦めない

⑫ 一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

↓各自のミッションを充分に把握し、ミッション必達のための支度を常にしておく

⑬ 是ノ如キハ獨リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又

以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

↓社是、経営方針のような「ウェイ」を常に心し、創業のマインドに恥じない仕事をする

⑭ 斯ノ道ハ實ニ我力皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所

↓職業人が失つてはいけな確かな信頼を保持するために、すべきことをする

⑮ 之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス

朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

↓経営者も従業員も心に恥じることはけつしてせず、胸を張って生業に取り組む

思想という「壁」を除いて読む

冒頭にも申しましたように、教育勅語は、第二次大戦中の国民の戦意高揚のツ

ールという認識が広まってしまいました。

占領下で、GHQが教育勅語の公的奉戴を制限し、昭和23年には衆参両院で教育勅語を無効とすることが決められました。

このため、教育勅語は文言の吟味すら充分に為されていなかったきらいがあります。

しかし、そういった偏見を持つていたら、ものを勉強することはできません。

虚心坦懐に、教育勅語の文言を辿っていけば、自然と近代日本の精神的支柱としての理念を感じられます。

経営者には、一旦自分流の考えをリセットして情報をままず受け入れ、咀嚼し、そのうえで判断をする力が必要です。

幸いにして、教育勅語は文字数は少ないもので、何度でも読み返し、考察する訓練に向いています。

国際化の進展の一方で、世界の各地でナショナリズム、パトリオティズムが高まっています。

日本でも、反国家的・反社会的な思想と偏狭ナショナリズムのせめぎ合いが見受けられます。

しかし、企業人、職業人は偏つた思想に巻き込まれてはいけません。粛々と地道に仕事をしていくことが、第一です。

日本国の美徳を整理整頓して理解し、日々感謝して仕事に取り組むことが、わが身を養うこととなり、ひいては世の為人の為に尽くすこととなります。

拙い理解で恐縮ですが、先に挙げました15のヒントを基に、読者各位には教育勅語の読み返しをお勧め致します。

なお、参考テキストとして、「昭和天皇の学ばれた教育勅語（勉誠出版）」、「教育勅語の真実（致知出版社）」の二点が殊によりように思います。

真の日本理解で偏狭なナショナリズムを排除

なぜ若者は

すぐ会社を辞めるのか



リテンション（社員定着・早期離職防止） マネジメント

経営コンサルタント 柴田輝義

「2030年、人口の3分の1近くが65歳以上の高齢者になる」（国立社会保障・人口問題研究所）との推計が出ています。15〜64歳までの生産年齢人口の減少は避けられず、GDP（国内総生産）の減少で経済成長力の持続的発展の阻害要因ともなります。

政府は緊急性の高い経済政策として「1億総活躍プラン」をまとめ、労働人口減少に対応し、経済全体の生産性を高めるため、高齢者や女性の活用を企図した政策を講じていこうとしています。

企業の現場では労働人口減少をカバーする上で、労働生産性を向上させる努力が欠かせない所ですが、元の現状ではせっかく採用した社員が入社2〜3年で

辞めてしまうなど、リテンション（社員定着・早期離職防止）マネジメントの必要性が叫ばれています。

厚生労働省の新規学卒者の離職状況をみても、平成22年3月卒の3年目までの離職率は31%に上り、ここ20年間は3割台と高止まりを続け、深刻な経営課題と言えます。

若い彼らが長く働けることを指向しながら、なぜ会社を短い就職期間で辞めていくのか。

早期離職してしまう理由の多くは、求職者である若者と企業のミスマッチが原因と指摘されています。

なぜミスマッチが発生するのか、求職者の原因を見ると、最近の求職者は特に「企業研究」「自己分析」、そして「職業観・働く意識」

を満足に考える事も実行もせずに、就職活動に入り、就職先を決定します。

また、自己分析と呼ばれる「自分はどういう人間なのか、どのような仕事か、どのような仕事にしたいのか、どのような仕事に求職活動に入り入社を決めてしまいません。

その結果、自分が「やりたい仕事ではなかった」「考えていた仕事とあまりに違う」「企業側の育成システムが未熟で仕事が覚えられない」「注意されると人格まで否定されたと思ひ込む」などの理由で、簡単に離職してしまいます。

つまり、この情報不足によるミスマッチは、選考の過程から始まっているのです。

企業側の問題として、求職者が入社後どんな仕事をするのかは会社説明会などで話を基に、良いイメージを引きずっており、現実とは聞いたことと実際のギャップ（サービス残業・休日出勤・仕事内容等）の違いに困惑し、徐々にやる気を失っていきます。

また、何日かの新入社員配属される事になりますが、実際の現場は人手不足、業績確保に対するプレッシャー等から「新人の育成に時間を掛けられない」のが現状で、本来は機能すべきOJTの仕組みまで有名無実になっていきます。

そして、新入社員は尋ねることができず、曖昧で分かりにくい上司の指示命令により、手本も示されず、「何のためにやるのか（目的）」「具体的・効果的なやり方（方法）」も知らされないままに仕事を始め、その結果、時間が掛かり過ぎたり、期待される成果が出せずに、上司から指摘・叱責されやる気を失ってしまいます。

確かに、現代の若者は、その時代にあつた知識・スキルは相応に身に付けているといえますが、社会的な能力を引き上げていくことが求められます。

ものの考え方・見方、思考力・判断力・理解力等はもちろん、それ以上に、社会生活を営む上で一番大事なコミュニケーション能力の低下も挙げられます。

今、若者達にとって必要なことは、「適応力」（ギャップを埋める力）を教えることです。

「適応力」とは、会社（組織）と自分の考えとの間にあるギャップを埋めていく力であり、「成長」という大事なキーワードを変えずに、自分を柔軟に変えていく力といえます。

このことを伝える・教える人間力（人が人を生かす力・人に与えるプラスの影響力）のある上司・先輩社員の存在こそ、リテンション・マネジメントの重要な課題です。



高水準続く廃業と 企業経営のあり方

ジャーナリスト 海部隆太郎

日本の高齢者人口は3300万人を超え、総人口に占める割合は過去最高を更新している。65歳定年を採用する企業も出てきたが、

人口減少と高齢化で生産人口が減り、日本経済の先行きを不安視する記事がやたらと目につくようになってきた。

数値上は確かに人口減少しているのだが、混雑する朝夕の電車や繁華街で人ごみにもまれてる生活では、とても実感が持てない。むしろ疲れてくると、人が多いだけで、うんざりした気分になる。

そんな時は「もつと人口は少なくていい」などと思いが、自分も混雑を構成している中の一人。身勝手さ

を反省し、東京一極集中を解消できる実効性ある政策を政治に期待したいと考える。それは地方が元気になることだと思おう。

高齢化は、中小企業にとってより深刻な状態を招いているという。中小企業経営者の平均年齢は20年前が47歳だった。当然ながら現在は60歳を超えており、中小企業の大半は10年以内に社長交代を余儀なくされる。そこで問題になるのが後継者の不在だ。

中小企業庁の資料では、毎年3万社が廃業しており、その1割は黒字にもかかわらず会社をたたんで廃業するのは何としても避けたいが、取材した九州

の小規模事業の経営者は「自分がした苦勞を息子にはさせたくない。自分の代で終わりにする」と話す。後継者候補がいるのだが廃業する最大の理由は、先が見えないからという。

頑張る経営者への
取材は楽しい

2016年版中小企業白書によると、中小企業数は全企業の99・7%にあたる381万社で、このうち従業員20人以下の小規模事業者は325万社としている。前年より4万社減ったが、減少傾向は緩やかになったものの休廃業、解散件数は高水準が続いていると指摘する。

大手経済紙が「中小企業2030年に消滅？」「社長年齢、80歳前後に」との見出しで、中小企業の厳しい未来を描いた記事を載せた。開業率を欧米並みの10%にする施策や税制面などの支援策も消滅の危機を

救えるのか疑問視する内容だった。

この記事を読んで「当社も14年後に無くなるのか」と思う人はいないはずだが、といって頑張ろうとの意欲も湧いてこないのでは。時代、経済の流れに左右されるのは、企業にとって仕方ないこと。だが、そんなことに一喜一憂せずイノベーションに取り組み経営者と会って元気がもらえなく。取材記事を書くのも楽しくなる。

その経営者の苦勞話はインパクトもある。毎年のように一皮むけ、成長する姿が見えるのがいい。その過程での苦勞は好んでやるべきであり、これなら息子にもやらせたいと思うのではないか。マクロもミクロもマイナス面ばかりが目立ち、不安をあおり、先が見えない状態が伝えられている。危機感への対応だけが企業経営の本質とは思えない。



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

箱田税務会計事務所

法人、個人の税務申告・会計業務全般

有限会社ハコダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予実管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL: <http://www.hakoda-group.com/>

優良法人特別部会

優良法人特別部会からのお知らせ

税務署から、初めて優良申告法人の表彰をお受けになられた際は、お手数とは存じますが、一般社団法人高崎法人会優良法人特別部会事務局までお知らせください。

また、優良法人特別部会へご加入いただければ幸いです。
(電話027136314526)

「優良申告法人制度」

優良申告法人制度とは、全国各地の税務署が管轄し、税務調査を行う法人（一般的に資本金が1億円未満）のうち、その申告内容などが過去数年間にわたって良好である法人を税務署が表彰する制度のことです。

優良申告法人の選定期間は税務署により異なりますが、選定は毎年行われます。

「優良法人特別部会」

優良法人特別部会は、高崎税務署管内の約一万社の中で、過去に税務署より優良申告法人制度に基づき「優良申告法人」として高崎税務署より表彰を受けた法人（現在75社）で組織する会です。

女性部会

小学生を対象とした 税に関する絵はがきコンクール

第7回税に関する絵はがきコンクールの応募作品（3528点）の展示を五会場で行いました。

高崎市役所 本庁（7/19～7/26）
 渋川市中央公民館（8/22～8/26）
 安中市文化センター（7/27～8/4）
 吉岡町文化センター（9/2～9/14）
 高崎市役所 群馬支所（10/4～10/17）

租税教室で税について勉強し、このコンクールを通し、更に関心を深め、将来に向けて夢のある素晴らしい作品がたくさん集まりました。多くの市民の皆さんにも見ていただき、税に関しての意識向上に繋がれば嬉しい限りです。



青年部会

全国青年の集い・北海道大会 租税教育活動プレゼンテーション

9月8日の租税教育活動プレゼン発表、9日の大会式典と総勢18名で参加して参りました。

8日のプレゼンの発表は安中支部の静副部会長と三澤理事が担当。練習を重ねた成果をいかなく発揮し息の合った、そして堂々とした発表でありました。翌9日には大会式典にて各種表彰があり、「会員増強運動 新規加入基準」表彰においては全国第5位となり大会パンフレットに標記頂きました。

租税教室で税について勉強し、このコンクールを通し、更に関心を深め、将来に向けて夢のある素晴らしい作品がたくさん集まりました。多くの市民の皆さんにも見ていただき、税に関しての意識向上に繋がれば嬉しい限りです。



「租税教室プレゼン」表彰については惜しくも選に漏れ奨励賞となりました。

表彰の結果については大変残念でございましたが、その内容・発表者のプレゼンの進め方は群を抜いて素晴らしいものであったと感じております。

又、租税教育活動パネル展示ブースにおいても各行政・観光協会からのご支援を頂き大変賑やかに設営頂きました。ダルマの配布に至っては大会開始後にはなくなってしまうほどでありました。

（部会長 関口朋克）

北橋

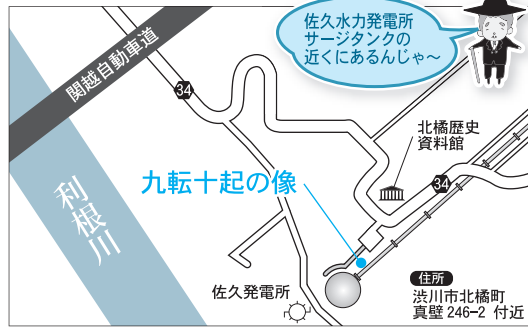
『九転十起の像』

(浅野総一郎翁)

この像は、昭和3年北橋村(現渋川市北橋町)に佐久発電所を建設し、その電力供給により渋川市の産業の礎を築き上げた偉業と功績を称え平成24年建立した浅野総一郎の像です。

人は、生を受け七転八起の人生を送るが、事業にはその時節によって良し悪しが必要めぐってくるなかで、努力と勤勉を惜しまず頑張れば、必ず道が開けることを我々に教えてくれている像です。

翁は、七転で足りないほどの失敗と挫折を繰り返して、面倒を見てもらった山崎善次郎氏から「七転八起で足りなければ、九回転んで十回起きれば良い」



と教えられ、懸命な努力をして成功を掴みました。このことから、「九転十起の像」と命名しました。

長い人生の歩みの中で、行き詰ったり失敗したりしても、必ず立ち上がる勇気を持つて進めば成功するという九転十起の像を深く心静かに拝見していただき、すべての人々の人生が豊かになるように願うものです。浅野総一郎 座右の銘 稼ぐに迫いつく貧乏なし

吉井

林 修氏講演会
軽快な語り口で聴衆を魅了

(一社)高崎法人会吉井地区会(高柳正行会長)は、8月31日(水)、高崎市吉井町の吉井文化会館で、東進ハイスクール、東進衛星予備校講師の林修先生を招いて講演会を開催しました。

本講演会は、吉井地域の住民を中心として社会貢献活動の一環から数年おきに開催しているものです。

会場を訪れた多くの聴講者が林先生の話に興味に耳



を傾ける姿が見られました。

林先生は「いつやるか？今でしょ！」と題して、テレビのよい語り口で予備校やテレビで体験したエピソードなどを交えながら講演しました。

『近年、高齢者はとても元気で情熱がある人が多くなり、その元気をこれから厳しい社会を生き抜かなくてはならない若い世代に傾けてほしい』と話していました。



法人会のビジネスガード
Business Guard Series



会員企業をサポートする

AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

AIU 損害保険株式会社 群馬支店

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094

様 名

会員企業紹介

株式会社 カルチャー うおかつ



取締役社長
中嶋勝利

一、所在地

高崎市上里見町三〇

TEL〇二七―三八二―三五五一

二、事業概要・会社PR

弊社は、昭和33年創業。

高崎市4店・安中市1店を拠点に生鮮主体のスーパーマーケット・ダイソー・榛名店・宝くじ販売を運営しております。

平成28年9月中旬より、

買物支援事業「移動スーパー」とくし丸」を開設し、群馬県販売優先権を獲得、群馬県地域見守り支援協定を結び、地域密着を目指しております。

三、経営理念

うおかつは、食文化を通して感動と価値と誠実を売



店舗外観

り、スーパーマーケットカルチャーは、地域を掘り起こす、耕す、意味も込められており、食を通して私達の努力でより良い商品をより安くご提供でき、全従業員が親切・優しく、誠意持つて取り組んでいく事をモットーとしております。

様 東

会員企業紹介

株式会社 ニッセイ群馬

代表取締役

橋本 憲

一、所在地

北群馬郡榛東村

新井七九七―一

TEL〇二七九―三〇―六五六五

二、事業概要・会社PR

昭和51年7月にレンタルマットの全国ネット(株)ニッセイ代理店として群馬県に創業しました。オリジナルデザインマットやモップのレンタル、各種業務用洗剤の販売が主な事業です。

また、平成15年よりミネラルウォーターの宅配を開始。近年は水素水生成器の

こんな方に水素水！

- ダイエット
- 美容効果
- 腸内環境
- 生活習慣病
- むくみ
- 疲労回復
- スポーツ
- アウトドア
- オフィス

どこでも一錠 充電式携帯 水素水生成器

水素濃度 最大 900ppb

USB対応の充電ケーブル

水素水



社屋外観

販売、また異業種とコラボレーションし、ユニフォーム販売、オフィスコーヒーや貸おしぼりのご紹介なども行なっております。

三、経営理念

「キレイとお水を笑顔で届ける」をモットーとし、キレイな環境作りのお手伝いができる企業を目指しています。



企業のために、
経営者とともに。



大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260

倉 淵

会員企業紹介

相間川温泉(株)ふれあい館
リニューアル・オープン相間川温泉



代表取締役社長
関 正

一、所在地

高崎市倉淵町水沼二七

TEL〇二七―三七八一―三三三四

二、事業概要・会社PR

当館は、国道18号線と国道406号線の分岐点・高崎市街地の君が代橋西交差点を中之条方面北西に24kmほど山間に入った烏川の支流の相間川沿いにあり、三方が森林に囲まれた自然が豊かで見晴しがすばらしい高台にあります。

また当館のお湯は、天然温泉で泉質は鉄分を多く含むナトリウム・カルシウム・塩化物強塩温泉で湧出温度は62度。お湯はにごっています。効能としては、疲労回復や神経痛、関節痛や五十

肩、慢性皮膚病に切り傷、火傷、更年期障害など著効があるといわれております。ぜひ、1度お越しいただきたいと思っております。

ところで、当館では今年5月24日の株主総会で、これまで長く代表をされ貢献された追川清氏に代わって、関正が社長に就任しました。当館では、これを機に7月から9月まで休み無しで営業してまいりました。また、市民の皆様からの要望もあり夜の食堂も再開しました。さらに9月には新規イベントとして、敬老の日・ありがとう風呂を開催。10月30日(日)には収穫祭も計画しております。

これからは、さらに飛躍をかけ、今まで以上に市民の皆さま、地域の皆さまに親しまれる企業として邁進してまいりたいと考えておりますので、宜しくお願致します。

今後の税務説明会の予定

平成28年度下期「決算税務説明会」日程表

10月14日(金)	14:00~16:00	渋川市・金島ふれあいセンター(渋川、伊香保、子持、北橋、赤城)
10月19日(水)	14:00~16:00	榛東村南部コミュニティーセンター(群馬、箕郷、吉岡、榛東)
11月2日(水)	14:00~16:00	安中市文化センター(安中、松井田)
11月9日(水)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター(高崎、新町)
11月25日(金)	14:00~16:00	吉井商工会館(吉井)
11月29日(火)	14:00~16:00	榛名商工会館(榛名、倉淵)
1月19日(木)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター(高崎、新町)
3月23日(木)	14:00~16:00	高崎市総合福祉センター(高崎、新町)

平成28年度下期「新規設立法人税務説明会」

12月8日(木) 14:00~16:00 高崎市総合福祉センター

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

選ぶなら、がんの治療に
幅広く対応した
がん保険。

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社) **アフラック**(アメリカンファミリー生命保険会社) 群馬支社
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

AF法推-2015-0036-1512019 7月8日

アフラックは
がん保険
契約件数 **No.1**
平成25年度(インシュアランス生命保険統計)

—法人会—

新 **生きるための
がん保険** Days

—法人会—

新 **生きるための
がん保険** レイナス Days



①法人名 ②代表者・部会員名 ③所在地 ④業種

<p>青年－高崎</p> <p>① (株) サウンド・エコー ② 矢嶋伸也 ③ 高崎市連雀町 ④ 家電小売業</p>	<p>安中</p> <p>① (有) ムラカミ ② 村上文治 ③ 安中市郷原 ④ タイヤ小売業・産業廃棄物収集運搬業</p>	<p>高崎</p> <p>① (株) フロントライン ② 山田健司 ③ 高崎市大八木町 ④ 建設業</p>	<p>高崎</p> <p>① (株) エース総合保険 ② 南雲正 ③ 高崎市上並榎町 ④ 総合保険代理店</p>
<p>青年－高崎</p> <p>① サクラ交通 (株) ② 吉本隆 ③ 高崎市問屋町 ④ 運輸業</p>	<p>安中</p> <p>① (医) やじま歯科クリニック ② 矢島勲 ③ 安中市安中 ④ 歯科クリニック</p>	<p>高崎</p> <p>① 宮武法律事務所 ② 宮武優 ③ 高崎市上並榎町 ④ 弁護士</p>	<p>高崎</p> <p>① (株) くぼけん ② 久保満 ③ 高崎市中尾町 ④ 建設業</p>
<p>青年－高崎</p> <p>① (株) サンフラワー ② 宮田誠 ③ 高崎市栄町 ④ 飲食業</p>	<p>安中</p> <p>① (株) Livart ② 前島正樹 ③ 安中市安中 ④ 内装業・不動産業</p>	<p>高崎</p> <p>① 宮原司法書士事務所 ② 宮原直樹 ③ 高崎市山名町 ④ 司法書士</p>	<p>高崎</p> <p>① (一社) 暮らし見守り振興センター ② 浅賀方正 ③ 高崎市問屋町 ④ IT関連サービス</p>
<p>青年－高崎</p> <p>① (株) ショーワテクノ ② 松本武志 ③ 高崎市飯塚町 ④ 警備業</p>	<p>松井田</p> <p>① (株) ソレイユ ② 新井好松 ③ 安中市松井田町行田 ④ 児童福祉</p>	<p>高崎</p> <p>① 山口工産 (株) ② 山口隆 ③ 高崎市浜尻町 ④ 土木・建築業</p>	<p>高崎</p> <p>① (有) サンケー工業 ② 小塚洋 ③ 高崎市岩鼻町 ④ 金属製品製造業</p>
<p>青年－高崎</p> <p>① 杉浦印刷 (株) ② 杉浦慧 ③ 高崎市問屋町 ④ 印刷業</p>	<p>吉岡</p> <p>① (有) 丸建土木工業 ② 村岡健二 ③ 北群馬郡吉岡町大久保 ④ 建設業</p>	<p>高崎</p> <p>① (株) ユタカペイント ② 金井裕 ③ 高崎市緑町 ④ 塗装業</p>	<p>高崎</p> <p>① (株) ショーワテクノ ② 松本光治 ③ 高崎市飯塚町 ④ 警備業</p>
<p>青年－高崎</p> <p>① 静和電気 (有) ② 日野原利光 ③ 高崎市中居町 ④ 電気工業</p>	<p>女性－群馬</p> <p>① (株) コイケ ② 小池カヨ ③ 高崎市足門町 ④ 電機水道工事</p>	<p>高崎</p> <p>① (株) リード ② 柴崎直哉 ③ 高崎市上並榎町 ④ 建設業</p>	<p>高崎</p> <p>① (株) 親広産業 ② 岡田広行 ③ 高崎市上豊岡町 ④ 不動産業</p>
<p>青年－高崎</p> <p>① 大和ホーム (株) ② 猪俣勝之 ③ 高崎市上中居町 ④ 一般建設業</p>	<p>青年－高崎</p> <p>① (株) 長壁建築事務所 ② 網藤賢 ③ 高崎市並榎町 ④ 建設業</p>	<p>安中</p> <p>① 田中税務会計事務所 ② 田中直人 ③ 安中市岩井 ④ 税理士業</p>	<p>高崎</p> <p>① 産婦人科 館出張 佐藤病院 ② 佐藤雄一 ③ 高崎市若松町 ④ 産婦人科病院</p>
<p>青年－高崎</p> <p>① 高崎水道 (株) ② 関口尚宏 ③ 高崎市日高町 ④ 建設業</p>	<p>青年－高崎</p> <p>① (株) くぼけん ② 久保満 ③ 高崎市中尾町 ④ 建設業</p>	<p>安中</p> <p>① (株) 中島塗装 ② 中島知之 ③ 安中市松井田町上増田 ④ 塗装業</p>	<p>高崎</p> <p>① (株) 長建 ② 長沼イツ子 ③ 高崎市旭町 ④ 不動産業</p>
<p>青年－高崎</p> <p>① (有) 高崎塗装工業所 ② 青島真一 ③ 高崎市藤塚町 ④ 塗装業</p>	<p>青年－高崎</p> <p>① 群馬自動車燃料販売 (株) ② 神戸俊之 ③ 高崎市末広町 ④ 燃料小売業</p>	<p>安中</p> <p>① (有) 中曽根組 ② 中曽根理 ③ 安中市板鼻 ④ 建設業</p>	<p>高崎</p> <p>① (株) 美喜仁 ② 坂入勝 ③ 高崎市貝沢町 ④ 飲食業</p>
<p>青年－高崎</p> <p>① (有) 高富産業 ② 高橋勲 ③ 高崎市上並榎町 ④ 金属加工業</p>	<p>青年－高崎</p> <p>① (株) 原人社 ② 荻原邦茂 ③ 高崎市上並榎町 ④ デザイン</p>	<p>安中</p> <p>① (株) 中曽根重設 ② 中曽根克哉 ③ 安中市古屋 ④ とび、土木工業、機械器具設置業</p>	<p>高崎</p> <p>① 福地晋也税理士事務所 ② 福地晋也 ③ 高崎市石原町 ④ 税理士業</p>

青年－榛名 ① 新野電気工事店 ② 松田克彦 ③ 高崎市下里見町 ④ 電気工事	青年－安中 ① (株) 中島塗装 ② 中島知之 ③ 安中市松井田町上増田 ④ 塗装業	青年－高崎 ① 福地晋也税理士事務所 ② 福地晋也 ③ 高崎市石原町 ④ 税理士業	青年－高崎 ① (有) 高原電気 ② 高原俊光 ③ 高崎市芝塚町 ④ 電気工事業
青年－榛名 ① (株) 宮崎電気 ② 三木大輔 ③ 高崎市上室田町 ④ 電気工事	青年－安中 ① (有) 中曽根組 ② 中曽根 新 ③ 安中市板鼻 ④ 建設業	青年－高崎 ① (株) ミツワ化学 ② 須永正儀 ③ 高崎市鼻高町 ④ 化学工業、薬品小分け製造、鉄、小売	青年－高崎 ① (有) だるまの幸喜 ② 旭 剛正 ③ 高崎市上大島町 ④ 高崎だるま製造・販売
青年－箕郷 ① (株) アクロスエンジニアリング ② 塚越 哲 ③ 高崎市箕郷町下芝 ④ 電気工事	青年－安中 ① (株) 中曽根重設 ② 中曽根 克哉 ③ 安中市古屋 ④ とび、土木工業業、機械器具設置業	青年－高崎 ① 宮武法律事務所 ② 宮武 優 ③ 高崎市上並榎町 ④ 弁護士	青年－高崎 ① (株) 長建 ② 長沼良和 ③ 高崎市旭町 ④ 不動産業
青年－箕郷 ① (株) 高嶺工業 ② 大根原 章友 ③ 高崎市箕郷町上芝 ④ 総合建設業	青年－安中 ① (有) ムラカミ ② 村上 文治 ③ 安中市郷原 ④ タイヤ小売業、産業廃棄物収集運搬業	青年－高崎 ① 宮原司法書士事務所 ② 宮原直樹 ③ 高崎市山名町 ④ 司法書士	青年－高崎 ① (有) 土屋木工所 ② 土屋幸誠 ③ 高崎市倉賀野町 ④ 建具・家具製造
青年－箕郷 ① 双葉電設(株) ② 林 裕俊 ③ 高崎市箕郷町下芝 ④ 電気設備	青年－安中 ① (医) やじま歯科クリニック ② 矢島 勲 ③ 安中市安中 ④ 歯科クリニック	青年－高崎 ① 三山鋼機(株) ② 金井 浩 ③ 高崎市大八木町 ④ 製造業	青年－高崎 ① (株) ツナシマ ② 綱島直也 ③ 高崎市鞆町 ④ 学生服製造・販売、損害保険
青年－吉岡 ① (有) 豊食 ② 米山 泰人 ③ 北群馬郡吉岡町小倉 ④ 海産物卸売業、食品小売業	青年－榛名 ① (株) オルビス ② 飯野陽彦 ③ 高崎市本郷町 ④ 卸売業	青年－高崎 ① (有) ラファエル ② 竹内歳雄 ③ 高崎市寺尾町 ④ 生花業	青年－高崎 ① トヨタカローラ高崎(株) ② 滝澤秀行 ③ 高崎市昭和町 ④ 自動車販売・整備
問い合わせ先 (一社) 高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576	青年－榛名 ① (有) 三喜鶏園 ② 富澤 太郎 ③ 高崎市下里見町 ④ 養鶏	青年－安中 ① 田中税務会計事務所 ② 田中直人 ③ 安中市岩井 ④ 税理士業	青年－高崎 ① (株) 速水 ② 速水幹雄 ③ 高崎市問屋町 ④ 繊維製品卸売

会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。

ご入会をご希望の方は法人会事務局まで
お問い合わせください。

法人会は「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」をテーマに
活動をすすめる全国約90万社の、会員組織です。

会
員
募
集
中



一般社団法人高崎法人会 事務局
TEL: 027-363-4526
<http://www.takasaki-hojinkai.com/>

税理士会

税理士会からのお知らせ

関東信越税理士会
高崎支部 税理士 松岡光弘

関東信越税理士会高崎支部の事業の一部についてご案内させていただきます。

確定申告期の 税務支援事業

確定申告時期には、以下の活動を行っています。

- (1) 税理士事務所における無料申告相談
- (2) 支部事務局における税務相談
- (3) 各種団体に対する派遣業務
 - ① 各地商工会、青色申告会の決算・申告検討会への派遣
 - ② 群馬高崎農協税務協議会のJ A組合員に対する申告相談会の開催
 - ③ 各金融機関の申告相談

会の開催

- (4) 高崎税務署及びピエント高崎における無料相談会
- (5) 国税局が開設する「申告案内コールセンター」における電話相談

租税教室

国税庁では、次世代を担う児童・生徒が、租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心をもち、さらには納税者として社会や国のあり方を主体的に考えるという自覚を育てることを目的に、租税教育の支援を行っています。

税理士会高崎支部でも、租税教育を通して申告納税制度の維持発展に寄与する

ことは、納税者又は国民への新しい社会貢献事業と位置付け、重点施策として、小学校・中学校・高等学校での租税教室の実施拡大を推進することを掲げています。

平成27年度では68校（小学校54校、中学校13校、高等学校1校）で開催し、延べ68名の税理士が担当させていただきました。

「税を考える週間」 における広報活動

国の基本となる税に対する理解を一層深めてもらうとともに、税務行政に対する理解及び納税道義の高揚を図ることを目的として毎年11月1日から17日までの

期間が「税を考える週間」として、各種広報広聴活動が実施されています。

税理士会高崎支部では、「税を考える週間」の広報活動の一環として高崎駅にてポケットティッシュの配布を高崎税務署や関係諸団体などとともに行っていきます。

無料相談所の開設

管内市役所（支所）、町村役場などで無料の税務相談に応じています。ただし、無料相談できるものは税務上の一般的な取り扱いのご説明などに限らせていただいています。場所、日時等につきましては税理士会高崎支部HP、市町村の広報誌にてご確認ください。



税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部



シリーズ **経営寸**

話

「理不尽なルールを減らすために」

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 小中正雄

7月の法人だよりに「税制改正に関する提言」が載っていました。個人的に法人会の提言は主張がはっきりしていて、毎回好ましく感じます。

各団体からの提言にどのくらいの重きが置かれるかは謎ですが、師走には税制改正大綱がまとまり、春の国会で、大抵はそのまま改正税法が成立します。税法くらい毎年改正される法律も珍しいと思います（改正されるのは租税特別措置法が主です）が、それだけ税制は国の運営に直結しているという事なのでしょう。

法を守る

話は変わりますが、国道17号を高崎から前橋方面に向かうと、前橋ICの手前に「中尾町南」という交差点があります。日通の保蔵置場のある交差点です。ここは以前、白バイに捕まる人をよく見かけるポイントでした。何の取締りかというところ、右折矢印の時にUターンした車を信号無視で捕まえる

のです。「ここはUターン禁止じゃ無い」と主張しても「右折矢印はUターンできない」と返され、泣く泣く罰金……そんな経験された方、居ませんか。実は私の身近に2人いました。

さて、「以前」と書いたのは、平成24年に法改正があつて、右折矢印信号については、それまで右折のみ可能だったところ、Uターンもできることになったからです。

当然——というか遅すぎたくらいの改正です。

あの交通量の交差点で右折矢印の時にUターンできないのであれば、何時間たってもUターンできず、右折車線を塞いでしまします。法を守っていたら適正な交通を阻害するわけです。それ以前にあそこは通常の青信号の無い全て矢印信号の交差点です（記憶違いかもしれませんが、当時からそうだったと思います）。直進・左折の矢印の時にUターンは当然できないのですから、そもそもUターン不可能なのです。

矢印信号が少なかった時代の法律が、見直されないうまま、実状にそぐわなくなっている。けれど、法は法として、番人は違反金を徴収する。あの取締りは、あまりにも理不尽でした。

ようやく改正されて良かったなあ、と思っていたら、昨年の自転車に係る奇妙な改正。安全よりも罰金徴収による増収が趣旨と感じてしまうのは私だけでしょうか。

法は法。守らなければ秩序を乱しますが、明らかに理不尽が放置されるのは立法府の力不足なのか、実は故意なのか……。

税の世界にも似たような事例が多く在ります。詳細は省略しますが。

法を変える声

税理士は、各種税法に基づく申告納税の支援が主たる業務ですので、法改正には敏感です。

流動的とも云える税制改正に実務家として対応するのは勿論、申告納税実務に携わっているからこそ見え

る税制の問題点を指摘し提言するのも税理士の役目だと思われまます。税理士会高崎支部でも過日、来年度のために意見を集約しました。

近年ではインターネットの普及で、個人が私見を世界中に発信する事ができるので、団体の提言には反映されない様な意見の書かれた同業者のブログを読んだ、強く領き、これが大きな声になれと願う事も結構あります。

構成員の意見を集約して公平なルールを構築するのが民主主義。道交法でも税法でも完璧な公平は難しいですが、理不尽を減らすために、様々な形で、様々な立場で、声を上げたいものです。

悪法か否かは、人や立場によって変わります。悪法と思う人の一定以上の声が無ければ、その法は正義に成るのです。

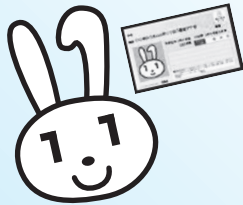
お知らせ **申告書や申請書等には
マイナンバーの記載が必要です!!**

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、

申告手続などには



マイナンバーの記載



**本人確認書類の
提示又は写しの添付**

が必要です

本人確認書類

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

（ご本人のマイナンバーを確認できる書類）

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限り。）などのうちいずれか1つ



身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証
- パスポート ●身体障害者手帳
- 在留カード などのうちいずれか1つ

国税に関するマイナンバー制度の最新情報

国税庁ホームページのトップページ上段の
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

社会保障・税番号制度<マイナンバー>
申告書等にマイナンバーの記載が必要になります。



をクリック

ご案内

社会保障・税番号制度 ～マイナンバー制度～



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が始まりました。

マイナンバー(個人番号)について

- マイナンバーは、**12桁**の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されています。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されています。
- マイナンバーは、「通知カード」により、住民票の住所に通知されています。
- 番号法では、マイナンバーの漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報(マイナンバーをその内容に含む個人情報)を守るため、マイナンバーの利用範囲(番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務)や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

国税分野におけるポイント



税務関係書類(申告書・申請書など)にマイナンバーを記載してください

▶ マイナンバーの記載が必要となる時期(例)

	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書	(平成28年分の場合) ⇒平成29年2月16日から3月15日まで
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書	(平成28年分の場合) ⇒平成29年2月1日から3月15日まで
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書	(平成28年分の場合) ⇒平成29年3月31日まで
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書	(平成28年1月1日に相続があったことを知った場合) ⇒平成28年11月1日まで
法定調書 ※1	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書	(例)平成28年分給与と所得の源泉徴収票、平成28年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ⇒平成29年1月31日まで
申請書・届出書 ※2	平成28年1月1日以降に提出するマイナンバーの記載が必要となる申請書等	各税法に規定する提出時期

- ※1 法定調書の対象となる金銭の支払を受ける方等の番号も記載する必要があります。なお、本人へ交付する給与と所得の源泉徴収票や特定口座年間取引報告書などへのマイナンバーの記載は不要です。
- ※2 平成28年度税制改正により、一部の申請書・届出書について、マイナンバーの記載が不要になりました。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。



税務関係書類を提出する際に、本人確認が必要になります

税務署ではなりすましを防止するための本人確認(番号確認及び身元確認)を行いますので、マイナンバーを記載した申告書等の税務関係書類を提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認を行うときに使用する書類の例》

- 例1 **マイナンバーカード(個人番号カード)のみ**【番号確認及び身元確認書類】
- 例2 **通知カード**【番号確認書類】+**運転免許証、公的医療保険の被保険者証など**【身元確認書類】

例1 マイナンバーカード



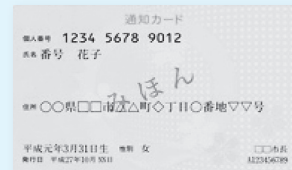
(表面)



(裏面)

又は

例2 通知カード

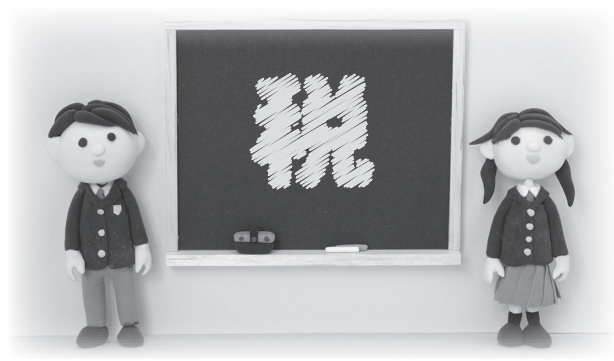


※ マイナンバーカードの写しで本人確認を行う場合は、**表面及び裏面の写し**が必要となりますのでご注意ください。

+
身元確認書類

平成28年度「税を考える週間」のご案内

私たちが納めた所得税、法人税、消費税、住民税などは、国や地方公共団体が主体となって行う医療や年金、介護、子育てなどの公共サービスや、学校・公園・図書館・体育館などの公共施設のために使われ、形を変えて私たちの暮らしを支えています。税金は私たちが健康で文化的な生活を送るための、いわば「会費」といえるでしょう。



そこで国税庁では、毎年11月11日から17日までの期間を「税を考える週間」として、集中的に税についての各種の広報活動を実施しています。平成28年度は「暮らしを支える税」をテーマとし、「税の役割や適正・公平な課税と徴収の実現に向けた庁局署の取組について紹介する。」とともに、税務行政に対するご意見やご要望をお寄せいただく機会を設けることとしています。

なお、高崎税務署管内では、下表の行事が予定されております。

日 時	行事名及び開催場所	行 事 内 容 等	主催団体等
11月17日(木) 15:00~17:00	納税表彰式 (ピエント高崎)	税務署・県税事務所の納税功労者の表彰及び作文入選者への賞状授与	税務署・県税団協
11月11日(金) ~11月17日(木) (期間中及びその前後)	中学生・高校生の作文展 管内全市町村役場ほか	中学生・高校生の「税に関する作文」の優秀作品の展示	税団協 税務署
11月15日(火) 18:30~20:00	公開講演会(※) (高崎市総合福祉センター たまごホール)	澤口俊之氏による公開講演会の開催	法人会 (全地区会合同)

(※) 公開講演会の詳細につきましては、裏表紙または同封のチラシをご参照ください。

平成28年分 年末調整説明会のお知らせ

年末調整説明会を、次の日程で開催いたします。

本年も、年末調整関係資料を事前に送付いたしますので、説明会にご出席の際はその資料をご持参くださるようお願いいたします。

開 催 日	開 催 時 間	開 催 場 所
平成28年11月24日(木)	10:00~12:00	群馬音楽センター 高崎市高松町28-2
	13:30~15:30	

(注1) 午前・午後のいずれか、ご都合のよい時間に会場へお出かけください。

(注2) 駐車場につきましては、用意しておりませんのでご注意ください。

*用紙は従来どおり税務署の窓口でもお受け取りいただけますが、一部の用紙につきましては、国税庁ホームページから各種用紙のダウンロードを、ご使用いただけます。(国税庁ホームページ www.nta.go.jp)

群馬県と群馬県内全市町村から重要なお知らせです。

群馬県内全市町村では 平成29年度から 個人住民税の給与からの 特別徴収の実施を徹底します

※個人の市町村民税と県民税を総称して、「個人住民税」といいます。

- 地方税法第321条の4の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主は、個人住民税を特別徴収していただく義務があります。
- 原則として、アルバイトやパート、役員等を含む全ての従業員から特別徴収する必要があります。
- ただし、一定の理由※に該当する場合、特別徴収義務者からの申請に基づき、当分の間、例外として普通徴収とすることができます。

※普通徴収とすることができるのは、「[普通徴収切替理由書](#)」に記載されている理由に該当する場合のみです。(切替理由書は、給与支払報告書と一緒に送ります。)

普通徴収とする場合は、給与支払報告書を提出する際に、[切替理由書](#)を必ず提出してください。(切替理由書の提出がない場合は「特別徴収」となります。)

また、該当する従業員の「個人別明細書」の「摘要」欄にも、必ず切替理由書の符号を記入してください。

- 特別徴収するかどうかを給与所得者の意思で選択することはできません。
- 新たに特別徴収を行っていただく事業者へは、10月中旬頃に「指定予告通知書」を送付します。

お問い合わせ先

- 特別徴収に係る具体的な手続きに関するお問い合わせは、従業員がお住まいの市町村の個人住民税担当課にご確認ください。
- 特別徴収を徹底する取り組みに関するお問い合わせは、高崎行政県税事務所(☎027-322-6297)までご連絡ください。



いま「アンチエイジング」に熱い視線が

医療ジャーナリスト 大谷 克 弥

専門的な日本語だと「抗加齢医学」か「積極的予防医学」

超高齢化社会と呼ばれる

時代になって、このアンチエイジングという言葉が各方面で盛んに使われています。アンチとは、プロ野球のファンがよく「自分はアンチジャイアンツ」などと言っているように、英語で「反対」の意味です。エイジングは、「歳を重ねること」。日本語では「加齢」がピッタリですが、「老化」として使われることもよくありません。

つまり2つの言葉を重ね合わせると、実際の年齢に逆らう、とか、対抗する、という意味になります。それから連想されるものは、お分かりの通り、加齢に伴う老化現象は避けられないとしても、できるだけ長く元気で生きるにはどうすれば

いいか、という学問的な取り組みのことです。グッと砕けて言えば「若返り術」のことだと言ってもいいでしょう。

日本人の平均寿命は男性で80歳、女性は86歳と、世界でもトップクラスの長寿国になりました。終戦直後は、男性50歳、女性53歳でしたから、往時から見れば夢の世界が実現しています。その長生きになった時代をより良くするにはどうすべきかを、世界的な視点で研究しようという意気込みも、この言葉には含まれているようです。

人間は歳を重ねると身体の機能的な衰退が始まり、免疫力の低下で様々な病気も発症してきます。現在の敵は、がんと認知症。さらに動脈硬化、肺炎、糖尿病：と続きます。こうした病気の治療というより、それらの到来を遅らせるための研

究がアンチエイジングで、日本語では「抗加齢医学」と言います。別名は「積極的予防医学」です。ただの予防医学ではなく、積極的とうたっているところがポイントになります。言葉を変えると、健康長寿であるための研究とも言えます。

最近「抗加齢ドック」を設ける医療機関も増えていますが、そこでは受診者の血管年齢、骨年齢、筋肉年齢、神経年齢といった検査をして心身の老化度をチェックし、栄養や運動などの面から改善指導が行われています。将来は遺伝子診断が核になる可能性もあります。

美容のジャンルでは「エイジングケア」と別の言葉が

さて、このアンチエイジングは医学のほかに美容のジャンルでも幅広い研究や開発が行われています。それは女性が加齢につれて目立ってくるシミやシワ、タルミなど顔面を中心とする肌の衰えに強い関心を持っているからで、そのニーズ

にこたえての追求だと言えなくもありません。もちろん、医学の分野でもこの方面の研究は行われていますが、こちらは美容業界がメインです。ところが業界の開発する化粧品

の宣伝には規制があり、アンチエイジングの言葉は使えません。そこで登場しているのが「エイジングケア」です。年齢に応じた肌のお手入れ、と注釈されています。なるほど、それで2つの言葉があるのか、と納得する方も多いことでしょう。

古くから、女性にとつて「25歳が肌の曲がり角」と言われてきました。おそらく業界に仕掛け人がいたのでしょうが、20代後半から30代の初め頃に、早くもエイジングケアに熱心な方は多いようです。各種の化粧品は元より、マツサージから美容の注射、点滴まで用意されています。

長生きをする時代になり、体や肌の老化に立ち向かう姿勢は大いに結構なのですが、気を付けねばならないこともあります。それは若返りを誇張した民間薬類の横行です。マユツバド

ころか、害を及ぼすインチキ商品も珍しくありません。

歴史を見ると、時代の権力を握った人の多くは「不老長寿」に強くあこがれていたようです。中でも特筆されるのは、中国で紀元前200年代に初めて統一国家を樹立した秦の始皇帝です。暴君とも恐れられた彼が求めたのは「不老不死」でした。その秘薬を探しに日本など各国に配下を派遣したのは有名な話です。しかし長寿、不死どころか、49歳で死亡しました。研究者に作らせて飲んだ「不死薬」に水銀が混入していて、研究者は水銀が猛毒であることを知らなかった、という説もあります。真偽のほどは分かりません。

このエピソードからもお分かりの通り、老化予防の基本は、きちんとした食事と日々の運動、そしてストレスをためないことなどの自助努力です。薬やサプリメントのたぐいは、決して本道ではないことを忘れないで下さい。

表紙説明

第10回みさと商工会青年部 Age×Age祭 (箕郷)

『幅広い年齢(Age)が、イベントを通じて、世代間の交流を図ることで、地域を盛り上げ(Age)よう』という事業趣旨のもと、10年前に、高崎市箕郷商工会青年部が中心となり、立ち上げた住民参加型のイベント事業が、みさと商工会青年部Age×Age祭です。直径2mの大鍋で作る鍋料理の無料配布は、例年、長蛇の列ができる地域の恒例行事になりつつあります。他にもステージイベント、子供向けアトラクション、フリーマーケットなどで、多くの来場者で賑わいを見せます。

今年は10月16日(日)に、ふれあい公園(高崎市箕郷町西明屋740)を会場に開催し、恒例事業に加え、10周年記念企画と題し、バンジートランポリンやロボット市場体験、お笑い芸人によるフリーライブを実施いたします。また『みさと』の繋がりでも、熊本大震災の被災地、熊本県下益城郡美里町の物販ブースを設置し、被災地復興支援に取り組みます。皆さまのご来場を心よりお待ちしております。(箕郷地区会)



消費税期限内納付

推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



法人だより第162号

平成28年10月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)
(発行所)一般社団法人 高崎法人会
〒370-0006
高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号
TEL 027(363)4526 FAX027(363)4576
E-mail:office@takasaki-hojinkai.com
U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/
(企画・編集)広報委員会:委員長 川崎 信行
(編集・印刷)荒瀬印刷株式会社

平成28年度 法人会ポスター

税の活動で企業・社会に貢献

法人会



法人会からのお知らせ

社会保障・税番号制度 〈マイナンバー〉について

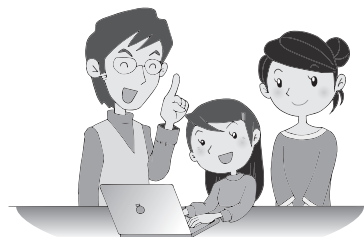
平成27年10月からマイナンバーの通知、平成28年1月からマイナンバーの利用が始まっています。

マイナンバーの導入は、従業員を雇用しているすべての事業者が必要です。

適正に扱うための社内規定づくりや、マイナンバーに対応した人事、給与、会計システムの導入など様々な準備が必要となります。

詳しくは、下記国税庁HPをご覧ください。

●社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉について
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>





高崎税務署管内 税務協力団体

一般 高崎法人会
社団法人

澤口俊之氏

脳を活かして健康ライフ



日時 平成28年11月15日(火)
開場 午後5時30分～ 開演 午後6時30分～午後8時

場所 高崎市総合福祉センター
たまごホール(2F)
高崎市末広町115-1
TEL:027-370-8822

定員 300名

締切 10月28日(金) 必着

※駐車場に限りがございますので、乗り合わせや公共交通機関等のご利用をお願いいたします。

※定員を超えた場合、抽選とさせていただきますので、ご了承ください。

無料

プロフィール 講師 澤口俊之(さわぐちとしゆき)氏 東京都葛飾区 出身

日本学術振興会特別研究員、米国エール大学医学部研究員、京都大学霊長類研究所助手などを経て、1999年に北海道大学医学研究科教授に就任。2006年人間性脳科学研究所所長に就任し、現在は武蔵野学院大学教授、同大学院教授も併任。

専門は神経科学、認知神経科学、霊長類学。理学博士。近年は乳幼児から高齢者の幅広い年齢層の脳の育成を目指す新学問分野「脳育成学」を創設・発展させている。

著書に「幼児教育と脳」「わがままな脳」「脳教育2.0」「学力と社会力を伸ばす脳教育」「恋脳指数」など多数。最近の著書に「夢をかなえる脳」がある。フジテレビ「ホンマでっか!?TV」等、TV番組にも出演。

主催：一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会・渋川地区会・安中地区会・群馬地区会・榛名地区会・松井田地区会・伊香保地区会・箕郷地区会
吉岡地区会・榛東地区会・子持地区会・倉渕地区会・新町地区会・北橘地区会・赤城地区会・吉井地区会

後援：高崎市、渋川市、安中市、吉岡町、榛東村、高崎税務署、群馬県高崎行政県税事務所、群馬県渋川行政県税事務所、関東信越税理士会高崎支部、上毛新聞社

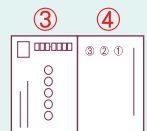
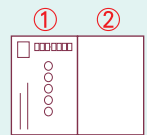
1. 法人会 会員の皆様

申込み方法

高崎法人会ホームページから
チラシをダウンロードし
FAXにてお申込み下さい。

2. 一般の皆様

次の要領で記入した、
1名につき1枚の往復はがきで
お申込み下さい。
(返信面が**入場整理券**となります)



- ① 返信オモテ：申込される方の住所・氏名
- ② 返信ウラ：白紙のまま
- ③ 往信オモテ：高崎法人会住所(P.26 奥付参照)
- ④ 往信ウラ：聴講希望 ①氏名、②住所、③電話番号

高崎法人会 TEL：027-363-4526
URL：http://www.takasaki-hojinkai.com/